平成２７年（フ）第２６７号
茨城県鉾田市新鉾田１丁目８番地４　グリーンハイツ２－101号
債務者　小林　悠紀
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７３号
茨城県ひたちなか市大字三反田3639番地の５
債務者　渡邉　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７５４号
京都市南区吉祥院西定成町16番地　第２嶋本マンション205、前住所京都市北区大北山原谷乾町36番地100
債務者　元持智江子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木618番地　サンハイツさいのき101、従前の住所兵庫県姫路市花田町一本松179番地
債務者　松浦板金こと　松浦　　亘
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４１号
兵庫県高砂市米田町米田878番地の８
債務者　尾崎　達也
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１６号
広島市中区大手町５丁目７番27号
債務者　大野　玲子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７２号
広島市佐伯区観音台２丁目18番４号
債務者　松田　圭二
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７９号
広島市南区西本浦町３番12―202号
債務者　村井　光夫
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８５号
広島県東広島市八本松西２丁目15番８号
債務者　今村　艶子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲705番地２　坂本アパート７号
債務者　中野　峰夫
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１１９１号
福岡市博多区博多駅前４丁目11番32―204号
債務者　中村　好江
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２２号
福岡県太宰府市朱雀４丁目６番11号　コーポ杉102号
債務者　福島　洋輔
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６０号
福岡市南区清水１丁目８番43号
債務者　山下　麻美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４号
福岡県行橋市西宮市５丁目17番23号　102
債務者　谷元　君代
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
秋田県鹿角市八幡平字新山32番地３
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第６２号
福島県南会津郡下郷町大字戸赤字平1276番地、前住所福島県南会津郡下郷町大字豊成字上ミ5705番地　刈合団地Ａ棟202号
債務者　室井　利香
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
千葉県柏市西原２丁目９番11―207号
債務者　川崎　文夫
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９８号
千葉県柏市松ケ崎1073番地１　グリーンヒルズ北柏203号
債務者　片岡　美澄
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部